

裁判(弁護士)基準による求償額と損保提示額との差異:試算表

氏名: 〇〇 〇〇様		昭和〇〇年〇月〇〇日生 (〇〇歳)				
事故日: 平成〇〇年〇月〇〇日						
症状固定日:平成〇〇年〇〇月〇〇日 総治療期間:232日 実通院62日間						
後遺障害 14級9号 (神経障害) 腰部打撲・捻挫後の症状を14級9号と認めさせた事案です。						
区 分		求償額	損保提示額	争点	差 額	
傷 害 分	1	治療費	471,641	471,641	○	0
	2	付添費				
		(単価×要付添費)	@ × 日 @ × 日			
	3	入院雑費				
		(単価×入院日数)	@ × 日 @ × 日			
	4	通院交通費	82,700	82,700	○	0
			@	@		
	5	休業損害	1,310,715	655,358	×	655,357
(収入×休業日数)		@	@			
6	慰謝料	954,008	677,000	×	277,008	
	(入院0日・通院実232日)					
7	その他(雑費代)	50,557	50,557	○	0	
8	損害賠償請求関係費	32,960	32,960	○	0	
9 傷害分計(1~8)		2,902,581	1,970,216		932,365	
後 遺 障 害 分	10	逸失利益	789,744	495,379	×	294,365
		固定日 固定年令 歳 14等級9号(神経症状)	後遺障害分は著しい差になります。			
	11	慰謝料	1,100,000	400,000	×	700,000
12	その他	0				
13 後遺障害分計(10~13)		1,889,744	895,379		994,365	
14	物損					
15 総計(1~14)		4,792,325	2,865,595		1,926,730	
16	過失相殺(%)	0%	10%	×		
	減額	0	▲286,560			
17 賠償額 {総計(15)×(100-過失(16))}		4,792,325	2,579,036		2,213,290	
18	既払	150,000	150,000	○	600,000	
19						
20 差引き額 (賠償額17-既払18・19)		4,642,325	2,142,476		2,499,849	
摘 要					(単位:円)	

*争点について、合意項目に○・重要争点は×・非重要争点は△をつける

相手方損保より初回の提示は100万円で、後遺障害については「非該当」と自社で判断しました。
これに対して、異議を申し立て、併せて損害賠償を求償しました。